

太田市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づいて行う配偶者暴力相談支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法において使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、法第3条第3項第1号及び第4号から第6号まで（法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる業務とする。

(相談の対象者)

第4条 太田市配偶者暴力相談支援センターへの相談の対象者は次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(実施場所)

第5条 事業は、市民生活部市民そうだん課において行う。ただし、相談に関する業務は、相談に適した場所において行うことができる。

(実施日及び実施時間)

第6条 事業の実施日は、太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除いた日とし、実施時間は午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、事業の実施日及び実施時間を変更することができる。

(女性相談支援員)

第7条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第2項に基づき、太田市配偶者暴力相談支援センターに女性相談支援員（以下「支援員」という。）を置く。

- 2 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員、同法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定する任期付短時間勤務職員とする。

(支援員の任用)

第8条 支援員は、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有

する者のうちから任用する。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

（支援員の職務等）

第9条 支援員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行うこと。

(2) その他、市長が必要と認める業務を行うこと。

2 支援員は、前項各号に掲げる業務を行う上で必要な研修等を受講し、その資質の向上に努めるものとする。

（支援員の服務）

第10条 支援員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自らの職務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

(2) その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

(3) 相談者の人権に配慮するとともに、二次的な被害が生じることのないように留意すること。

(4) 職務の遂行にあたっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

（事業担当者）

第11条 事業の担当者は、支援員及び市民そうだん課の職員とする。

（守秘義務）

第12条 事業の担当者は、相談者及び関係者の秘密が守られるよう万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（証明書の発行）

第13条 被害者が配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行を受けようとするときは、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、申請の内容を審査し、適正と認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) 健康保険に関する手続に必要とする場合 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書【健康保険用】（様式第2号）

(2) 年金又は児童手当に関する手続に必要とする場合 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書【年金・児童手当用】（様式第3号）

(3) 住民基本台帳事務における支援措置に関する手続に必要とする場合 配

偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書【住民基本台帳事務における
支援措置申出用】（様式第 4 号）

(4) 公営住宅の入居手続に必要とする場合 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書【公営住宅入居手続用】（様式第 5 号）

(5) その他の手続に必要とする場合 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書【一般用】（様式第 6 号）

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。